

## ～ 保険者からの大切なお知らせです ～

### 診療報酬明細書等（レセプト）の特記事項欄「10 第三」記載のお願い

- 患者さんのケガの理由に相手（第三者）がいる場合、診療報酬明細書等（レセプト）の特記事項欄に「10.第三」を記載してください。
- 当該治療が終了した場合は、特記事項欄「10.第三」の削除をお願いします。
- 患者さんが相手の行為によって受けたケガについて「医療保険」を使用して治療をした場合、保険者に連絡するようお願いください。

#### 「10.第三」の該当例

自動車同士、自動車とバイク、自動車と自転車、自動車と歩行者の事故  
バイク同士、バイクと自転車、バイクと歩行者の事故  
自転車同士、自転車と歩行者の事故  
歩行者同士の事故  
その他乗り物等の事故  
自損（単独）事故の同乗者  
暴力行為  
他人のペットによるケガ  
施設内での事故  
スポーツ中における故意の事故  
食中毒（飲食店・給食等） など



相手の行為によって受けたケガの治療費は、本来、その相手方が支払うものです。しかし、医療保険を使用することにより、相手が負担すべき治療費は保険者が一時的に立て替えています。

そのため、診療報酬明細書等の特記事項欄「10.第三」を確認しています。

その後、保険者は立て替えた治療費を相手や相手が加入している保険会社等へ請求します。

皆様の貴重な保険料（税）を適正に使うため、ご協力をお願いいたします。

根拠法令：国民健康保険：国民健康保険法第64条1項、高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

本通知のお問い合わせは下記までお願いいたします。

問合せ先 静岡県国民健康保険団体連合会 業務部 求償対策課  
Tel：054-253-5534（8：30～17：15 土日祝除く）

★窓口及び請求ご担当者様はご一読願います★